

豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

1 審査請求内容

審査請求日 令和6年11月15日及び令和6年12月11日

審査対象 月岡修一議員

審査事由 月岡修一議員に対する2件の審査請求書の提出があり、審査事由の要旨は以下のとおり。

①当該議員は、本会議や委員会において居眠りを繰り返した。

②令和4年度において、町内会の会長の地位に就き役員手当として金員を授受した。

2 審査の結果

2件の審査請求はともに、豊明市議会議員政治倫理条例第4条第3号及び第4号の基準を遵守することを怠った事実があると認定した。

月岡修一議員に対しては、一定期間の議会出席の自粛勧告の措置（条例第9条第7項第3号）を議長に勧告する必要があると決定した。なお、期間は令和7年6月2日より連続した7日間とし、対象は、豊明市議会として開催され議員として出席すべき本会議、委員会、協議会等の会議、及び議員派遣への参加とすることと決定した。

3 審査の経過

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年4月21日（月）

- ・委員長・副委員長を互選し、委員長 清水義昭議員、副委員長 武谷としお議員とした。
- ・審査会の進め方について協議した。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年5月2日（金）

- ・審査請求代表者及び被請求議員に対して事情聴取及び弁明の機会を設け、2件の審査請求にある審査対象となる事由を事実であると認定した。
- ・審査会は認定した内容が、条例第4条第3号及び第4号に抵触する行為であると決定した。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年5月9日（金）

- ・審査会は条例第4条第3号及び第4号に抵触する行為が認定された場合の条例第9条第6項及び第7項に定める議長に勧告する措置について協議し、以下の措置を勧告することに決定した。
- ・月岡修一議員に対しては、一定期間の議会出席の自粛勧告の措置（条例第9条第7項第3号）を議長に勧告する必要があると決定した。なお、期間は令和7年6月2日より

り連続した 7 日間とし、対象は、豊明市議会として開催され議員として出席すべき本会議、委員会、協議会等の会議、及び議員派遣への参加とすることと決定した。

以上により、本審査請求について、条例第 9 条第 1 2 項の規定により、審査結果の概要を公表いたします。

令和 7 年 5 月 1 3 日

豊明市議会議長 毛 受 明 宏